

さいたま市立仲町小学校 P T A 慶弔内規

第1章 慰労費及び慶弔費支出規定

第1条 この内規は会則第23条第7項によって定める。

第2条 さいたま市立仲町小学校教職員が退職又は転任したときは慰労金を、また教職員およびその家族（父母、配偶者、子供）あるいはPTA会員および児童の慶弔に対し下項の通り支出する。ただし、故意又は重大なる過失により教職員としての対面を汚損したと認められるときはこれを支出しない。

1. 退職又は転任の場合は1年1000円として年数倍の慰労金として5000円を限度とする。
2. 年数計算に当たって6ヶ月以上は1年とする。
3. 慶弔見舞金の金額は次のとおりとする。

結婚（1）教職員	5,000円
出産（1）教職員	5,000円（配偶者を含む）
死亡（1）教職員	生花と5,000円
（2）教職員の配偶者、父母、子供	5,000円
（3）会員および在学児童	生花と5,000円

ただし、特殊の場合（児童の登下校、校内で死亡）は本部で協議する。

第2章 災害及び傷病見舞金支出規定

第3条 さいたま市立仲町小学校教職員又は在学児童が負傷又は疾病にかかった場合は下項の見舞金を支出する。

1. 教職員が公務により負傷又は病気の場合は見舞金を支出することができる。
2. 教職員又は児童が負傷および病気のため引き続き1ヶ月以上欠勤又は欠席した場合見舞金を支出することができる。
3. 見舞金の金額は次のとおりとする。

負傷（1）教職員	5,000円
（2）在学児童	5,000円
病気（1）教職員	5,000円
（2）在学児童	5,000円

第3章 児童援護費の支出

第4条 現に生活保護法による援助を受けている児童およびこれに準ずる児童の教育費が不足している時支出することができる。

附 則

第5条 規定による支出贈与に対しては一切の返礼を要しない。

第6条 その他必要ある場合は本部において協議し決定する。

第7条 本規定は以下を改訂施行日とする。

昭和38年3月16日	昭和46年5月3日
昭和49年7月5日	昭和54年5月10日
昭和58年4月26日	平成4年4月22日
平成17年5月20日	平成21年5月21日
令和3年4月1日	令和4年5月20日
令和7年5月17日	